

山形県工業技術センターにおける研究活動の不正行為防止に関する基本方針

平成 30 年 2 月 9 日

山形県工業技術センター所長

山形県工業技術センター（以下「センター」という。）は、国又は国が所管する国立研究開発法人等、県以外の団体及び機関から交付される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金」という。）による研究活動を適正に管理・運営するため、不正行為防止に係る基本方針をここに定める。

1 責任体系の明確化

競争的資金の運営・管理を適正に行うため、センター内の各責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を明確にし、不正防止に対する取組について広く内外に発信する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関する職務権限やルールを明確にするとともに、不正行為防止に関する関係者の意識向上を図り、不正抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

3 不正使用防止計画の策定・実施

不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正使用防止計画を策定するとともに、実効性のある対策を継続して実施する。

4 競争的資金の適正な運営・管理

不正使用防止計画を踏まえ、適正な予算執行が行えるよう、実効性のあるチェックが働くシステムを設定する。

5 情報共有化の推進

競争的資金の使用のルール等の情報が理解・共有される体制を整備する。

6 モニタリングの実施

センター全体の視点から、研究の進捗状況について実効性のあるモニタリング等を行う体制を整備・実施する。